

【1】大学の教育研究上の目的

1. 池坊短期大学の建学の精神

「和と美」

本学の建学の精神である「和と美」は、華道発祥の地、六角堂の開祖である聖徳太子の十七条憲法、第一条の「和を以て貴しと為す」に基づいており、この「和」の意味を、個人の内面的な「調和・温和」を重んじること、生活環境や自然との「調和」、そして人々の「平和」をめざす日本古来の精神性として理解している。そして、このような「和」の具現・具象が日本文化の伝統的な「美」であると考えている。

2. 池坊短期大学の教育理念

本学は、華道を基軸とし、長い歴史と文化の視座をもって「日本文化の哲理を理解し美的情操を身につけた人材を育成する」ことを目的に、「和と美」を建学の精神としている。

「和と美」とは、調和あるものは美しく現れ、美しさは調和的であるということの意味する。人間は、自然に生まれ、自然とともにありながら、また自然を作り変える文化的営為（対話）なしに生きるものがない存在である。その文化的営為と精神性が、関わるものすべてにおいて、いかに調和的でありうるのか。「いけばな」は、この問いに、日本文化固有の繊細さと奥深さをもって応えてきた。すなわち、手折られる花にあらゆるいのちへの祈りを込めて「いける」心と行為は、自然のいのちを文化のいのちとして新たに造形してゆくことである。それは人間がその生命を生き、生活、環境、文化を通して形成されるとともに、また、生活、環境、文化を構築していく姿勢そのものである。

本学が建学の精神に据えた、この「いけばな」に基づく日本文化固有の調和的・美的精神世界、「和と美」は、多元的かつ多様なものの共存・共生、より大きく深い対話、協調が求められる現代の日本社会、国際社会において、未来の創造へ寄与し貢献する根源的な価値である。日本文化固有の歴史と伝統を護りながら、同時にこの根源的な価値の普遍性を体現し、啓発しうる人材を育成する。

池坊短期大学は、教育理念のもと、その教育課程において学則に基づき定める科目を履修し、所定の単位を修得するとともに以下の要件を備えた学生に対して、卒業を認定し学位を授与する。